

# 財団法人所沢市公共施設管理公社寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人所沢市公共施設管理公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を埼玉県所沢市宮本町一丁目1番2号に置く。

(平成11年・一部変更)

(目的)

第3条 公社は、市民のコミュニティ活動を促進するとともに、公共施設の管理運営を受託し、もって市民サービスの一層の向上と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) コミュニティづくりの振興に関する事業
- (2) 市民への、学習、交流の機会の提供及びこれらに関する援助事業
- (3) 所沢市又は他の公共団体が設置する施設の管理運営に関する受託事業
- (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業

(平成4年・平成6年・平成16年・一部変更)

## 第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 会社の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会社の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認を得て、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(平成15年・平成20年・一部変更)

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 会社の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始の7日前までに理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合に

は、その事業年度開始の日から2月以内に理事会の承認を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、理事会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 公社の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 副理事長 1 人
- (3) 常務理事 1 人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む） 7人以上15人以内
- (5) 監事 2 人

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、公社を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき公社の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第17条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第18条 公社の事務を処理するため、公社に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会社の運営に関する重要な事項を議決する。

(理事会の開催)

第21条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合には、請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第24条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席した者とみなす。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する財産は、理事会の議決を経て、かつ、埼玉県知事の許可を得て、公共団体又は公社と類似の目的を有する他の公共的団体に寄附する。

## 第6章 雑則

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、公社の設立許可のあった日から施行する。
- 2 公社の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成元年3月31日までとする。
- 3 公社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成元年3月31日までとする。
- 4 公社の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則 （平成4年議案第2号・一部変更）

この寄附行為は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 （平成6年議案第3号・一部変更）

この寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年議案第2号・一部変更）

この寄附行為は、平成11年4月23日から施行する。

附 則 （平成15年議案第7号・一部変更）

この寄附行為は、平成15年7月4日から施行する。

附 則 （平成16年議案第4号・一部変更）

この寄附行為は、平成16年5月24日から施行する。

附 則 （平成20年議案第5号・一部変更）

この寄附行為は、平成20年5月12日から施行する。